

2024年7月23日
東京海上日動火災保険株式会社

金融庁による報告徴求命令の受領について

東京海上日動火災保険株式会社（以下「当社」）は、2024年5月23日に公表^{※1}した「保険代理店および保険会社間のメール連絡に伴う情報漏えい」に係る個人データの漏えいおよび本人同意のない第三者提供事案について、昨日、金融庁より報告徴求命令を受領しました。

お客様はじめ関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。当社は、報告徴求命令を受けたことを厳粛に受け止め、真摯に対応してまいります。

なお、5月23日に公表した事案を契機とした一連の調査の中で、保険代理店に出向中の当社社員が、出向先である保険代理店内の他保険会社の契約情報を、出向元である当社にメール送信し情報漏えいを発生させていたことが判明しました。引き続き、乗合代理店における情報漏えいについて全容を解明し、真因を究明のうえ再発防止を徹底してまいります。

※1 https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/240523_01.pdf

以上